

原子力災害避難計画

第1 目的

この計画は、京都市地域防災計画原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第1章第6節に定める緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内における屋内退避、避難又は一時移転（以下「避難等」という。）のために必要な事項を定めるものである。

なお、この計画はUPZ内を対象としたものであるが、原子力災害対策編が想定する以外の原子力発電所事故又は地域についても、必要に応じ、この計画に準じるものとする。

第2 避難等の実施区分

避難等の実施区分は、次のとおりとする。

1 屋内退避

放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいするため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

- ・ PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ UPZ外においては、UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

（出典：原子力災害対策指針）

2 避難又は一時移転

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れるこことにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実

施しなければならない。

- ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

(出典：原子力災害対策指針)

第3 避難等の勧告又は指示の判断基準

避難等の勧告又は指示の判断基準は、次のとおりとする。

1 屋内退避

大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合

- (1) E A Lに基づく全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出した場合（緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合）
- (2) その他京都市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

【参考資料1-1】緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて（原子力災害対策指針：加圧水型軽水炉－全面緊急事態を判断するE A L）

2 避難又は一時移転

大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合

- (1) 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難指示等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合
- (2) 国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合
- (3) その他本部長が必要と認めた場合

【参考資料1-2】O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針抜粋）

第4 避難等の実施

1 屋内退避

(1) 情報伝達の実施

ア 国の災害対策本部長（内閣総理大臣）が、屋内退避の勧告又は指示を実施することとした場合は、ただちにU P Z内の住民をはじめ該当地域内にある者（以下「住民等」という。）に対する屋内退避の勧告又は指示を行うとともに、U P Z外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避の勧告又は指示を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。さらに、自衛隊、京都府警察本部等の関係機関に勧告又は指示の内容を伝達し、必要に応じ協力を要請する。

イ 各部及び避難対象区域を含む区の区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、次の事項を実施する。

（ア）総合企画部

- a 新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関に対して、屋内退避の勧告又は指示を行った旨を連絡するとともに、報道について協力を依頼する。
- b インターネット等の情報通信手段により、屋内退避の勧告又は指示の内容を広報する。

（イ）区本部

- a 電話等により、住民等に対し屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達する。
- b 関係する自主防災組織に対し、屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達するとともに、住民等への伝達を要請する。
- c 公用車両等により、住民等に対し屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達する。

（ウ）消防部

- a 消防車両、ヘリコプター等により、住民等に対し屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達する。
- b 特に、屋外で活動している区域内の林業従事者や観光客等の一時滞在者に対しては、ヘリコプターを活用し上空からの伝達を重点的に行うとともに、屋内退避の方法について必要な情報伝達を行う。

（2）避難時集合場所の開設準備

屋内退避の対象区域を含む区の区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、事態の進展に伴う避難及び一時移転の勧告又は指示に備えるという観点から、必要に応じ、原則として市地域防災計画資料編「資料2-3-6-1」に定める避難所（以下「避難所」という。）又はあらかじめ指定した施設の中から、避難及び一時移転をするために一時的に集合する場所（以下「避難時集合場所」という。）を開設するための準備を開始する。

【参考資料2】「避難時集合場所指定状況」

（3）屋内退避の勧告又は指示時の住民等への指導事項は、次のとおりとする。

ア 自宅、職場、最寄りの公共施設等の建物（コンクリート建物であることが望ましい。）内に退避すること。

イ 外から建物内に退避した時は顔や手足を洗い、うがいをすること。

ウ 窓、扉等すべての開口部を閉鎖すること。

エ 外気を取り入れるような換気扇などは停止すること。

オ 指示があるまで外出しないこと。

カ できる限り窓際を離れ、屋内の中央にとどまること。

キ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等により正しい情報を得て、デマや風評に惑わされないよう努めること。

ク 地域生産物（放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。）の摂取をしないこと。

ケ 屋内退避を要する区域外にある者は、当該区域に立ち入らないこと。

2 避難又は一時移転

（1）情報伝達の実施

情報伝達の実施要領は、前1（1）に準じるものとする。この場合、「屋内退避」は「避難又は一時移転」に読み替えるものとする。

（2）避難時集合場所の開設

避難又は一時移転の対象区域を含む区の区本部長は、ただちに避難時集合場所を開設する。

【参考資料2】「避難時集合場所指定状況」

(3) 避難者の受入れ、避難状況の把握等

区本部長は、開設する避難時集合場所ごとに避難誘導責任者を指名し、次の措置をとらせる。

ア 開設しようとする避難時集合場所へ赴き、避難時集合場所の所有者、管理者又は占有者の協力を得て避難時集合場所を開設するとともに、避難時集合場所としての使用の可否を確認し、その結果を区本部長に報告する。

イ 地元自治会等の協力を得て、避難を要する者（以下「避難者」という。）を把握するとともに、要配慮者（高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、病人、妊婦、日本語がわからない外国人など災害に対して迅速に必要な情報を得たり、行動をとることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の状況を把握し、必要な措置をとる。

ウ 市本部及び区本部との情報伝達手段を確保するとともに、緊密な連携をとり、災害状況の把握に努める。

エ 避難者のスムーズな受入れを行うとともに、把握した避難者の避難状況を確認するよう努める。

オ 受け入れた避難者の状況を把握し、区本部に報告する。

カ 避難者の集合状況を把握するため、「避難者名簿」（別記様式）を作成し、管理する。

キ 受け入れた避難者に対し、正確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、不安の除去及び要望の把握に努める。

ク その他必要な措置を行う。

(4) 自治会等への協力要請

区本部長は、自治会等地域の各種団体に対し、住民相互の避難誘導及び避難誘導責任者が到着するまでの間の避難時集合場所の開設、その他避難者が迅速かつ安全に避難するための協力を要請する。

(5) 避難所の指定、開設指示

本部長は、災害の状況を勘案して、原則として避難所の中から、避難者を収容するための避難所を選定するとともに、関係する区本部長に対し、当該避難所の開設、避難誘導の実施、避難者の受入れ及び避難所の運営等を指示する。

(6) 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営等に係る事項は、京都市地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難所の開設・運営」に準じるものとする。

(7) 緊急輸送の実施

ア 緊急輸送車両等の手配

本部長は、直ちにUPZごとに緊急輸送に必要な車両及び緊急輸送を行う者（以下「緊急輸送車両等」という。）を手配するとともに、避難者の緊急輸送を依頼する。

緊急輸送車両等の手配要領は、原則として次のとおりとする。

(ア) UPZ付近にある公用車両を活用する。

(イ) UPZ付近にある民間事業者等の協力を要請する。

(ウ) 交通部の保有するバス等を活用する。

(エ) 京都府バス協会にバス輸送の協力を要請する。

【参考資料3】「UPZ付近における公用車両等の状況」

イ 避難経路

避難経路は【別図】のとおりとする。ただし、災害、気象、その他の状況によりこれによりがたい場合は、緊急輸送を行う者が適切に判断する。

【別図】「避難経路図等」

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

本部長は、京都府等と連携し、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において汚染拡大の防止等のために、避難退域時検査を行い、原子力災害対策指針の定め

る基準値を超えた場合には簡易除染を行う。

ア 避難退域時検査及び簡易除染場所の設置

本部長は、避難退域時検査及び簡易除染を行う場所を選定するとともに、区本部長及び消防部長に避難退域時検査及び簡易除染の実施を指示する。

避難退域時検査の場所は、原則として避難所に近接する場所に設置する。

イ 避難退域時検査の種類

- (ア) 体表面スクリーニング
- (イ) 物品のスクリーニング

(9) 避難及び一時移転の勧告又は指示時の住民等への指導事項は、次のとおりとする。

ア 速やかに最寄りの避難時集合場所へ集合すること。ただし、時間的猶予又は地理的状況等により避難時集合場所に集合するよりも自ら避難区域外に移動することが合理的である場合は、避難時集合場所に集合することなく、自ら避難すること。

イ 避難時集合場所が使用できない場合は、避難時集合場所に集合することなく、緊急輸送車両等が到着するまでの間、コンクリート建屋又は自宅等の屋内で待機するか、もしくは自ら避難すること。

ウ 必要に応じ自家用車等を使用するとともに、可能な限り近隣者と乗り合わせること。

エ 地域生産物の摂取をしないこと。

オ マスク及び外衣を着用し、素肌の露出ができるかぎり避けること。

カ 携行品は最小限にとどめること。

キ 自宅、勤務場所等の火気、電気、施錠等の状況を確認すること。

ク 避難者相互に助け合うとともに、避難誘導責任者、緊急輸送を行う者、区本部管理担当者（市地域防災計画に定める区本部管理担当者をいう。）等の指示に従うこと。

ケ 京都市及び京都府等が必要に応じて実施する緊急医療措置及び健康調査等に協力すること。

コ 避難対象区域外にある者は、当該区域内に立ち入らないこと。

サ 自ら避難した場合は、区本部又は自主防災組織に自らの避難状況を報告すること。

(10) 避難状況の確認

区本部長は、避難者の避難状況を確認するとともに、避難者に対し必要な情報提供、措置等を行う。

第5 安定ヨウ素剤の予防服用に係る措置

本部長は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は、独自の判断により、避難又は屋内退避の指示を行った服用対象の住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、原則として医師の関与の下で、適切に服用できるよう措置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布、服用の指示を行う。

具体的な手順等については、別に定める「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領」による。

第6 避難等の解除

1 屋内退避の勧告又は指示の解除

本部長は、屋内退避の勧告又は指示を解除したときは、屋内退避指示等の伝達の要領に準じ、屋内退避指示等を解除した旨を伝達する。

2 避難及び一時移転の勧告又は指示の解除

(1) 本部長は、避難及び一時移転の勧告又は指示を解除したときは、避難及び一時移転の勧告又は指示の伝達の要領に準じるとともに、必要に応じ自力での帰宅が困難な避難者を避難時

集合場所等へ輸送するための車両を手配し、輸送する。

- (2) 避難所の閉鎖に係る事項は、京都市地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画
第7節「避難所の開設・運営」に準じるものとする。

第7 避難マニュアルの作成

1 避難マニュアルの作成

この計画に基づく避難等の措置を円滑に実施するために、UPZの各地域においては、それぞれ避難マニュアルを作成する。なお、地域の実情等に応じて、逐次、内容の修正を行う。

2 避難マニュアルの作成に係る情報提供等

- (1) 京都市（防災危機管理室）は、避難マニュアルの作成が必要な地域に対し、住民説明会を開催するなど、市の原子力防災対策、避難マニュアル作成の必要性等、必要な情報提供を行う。
- (2) 京都市（区役所・消防署）は、地域が避難マニュアルを作成するに当たり、必要な防災指導を実施する。

3 避難マニュアルの内容

避難マニュアルに定める内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 電話連絡網等、緊急時の情報伝達体制に関すること。
- (2) 地域内の要配慮者への援助に関すること。
- (3) 避難時等における自家用車の乗り合い等、住民相互の助け合いに関すること。
- (4) 夜間・休日等、市職員が参集するまでの間の行動に関すること。
- (5) その他地域の実情に照らし必要な事項

4 マニュアルに基づく訓練の実施

- (1) 避難マニュアル作成した地域は、同マニュアルに沿った訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し、改善する。
- (2) 京都市（防災危機管理室・区役所・消防署）は、地域が実施する訓練について積極的な情報提供及び助言を行う。

参考資料 1－1**各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】**

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に 1 つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第 1 項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、5 分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に、全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済み燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

<p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
--	--

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒挿入により原子炉を停止することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての注水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は温度に達すること。</p> <p>⑤全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦炉心損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

参考資料 1-2

O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類		基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 マイクロシーベルト/時 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限とともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロシーベルト/時 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時 ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 ベクレル/kg	2,000 ベクレル/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 ベクレル/kg	500 ベクレル/kg	
			ナトリウムヨウ素 ヨウ化アルカリ	1 ベクレル/kg	10 ベクレル/kg	
			ウラン	20 ベクレル/kg	100 ベクレル/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 ベクレル/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 ベクレル/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

参考資料2**避難時集合場所**

(人口等は、平成28年7月1日住民基本台帳による)

行政区	地域	世帯数	人口 (人)	避難時集合場所等の名称		
				所在地	電話番号	
左京区	久多	59	96	久多いきいきセンター		
				久多下の町 203	748-2775	
	広河原	36	98	左京区役所久多出張所		
				久多宮の町 3	748-2020	
右京区	京北上弓削町 上川行政区	54	101	元京都市立堰源小学校		
				広河原能見町 87	746-0315	
				ほんみち京都山林管理事務所		
				広河原杓子屋町 266-1	746-0303	
				京北第三小学校		
				上弓削町弾正 27	854-0244	
				弓削自治会館		
				下中町東石原 5	854-0001	

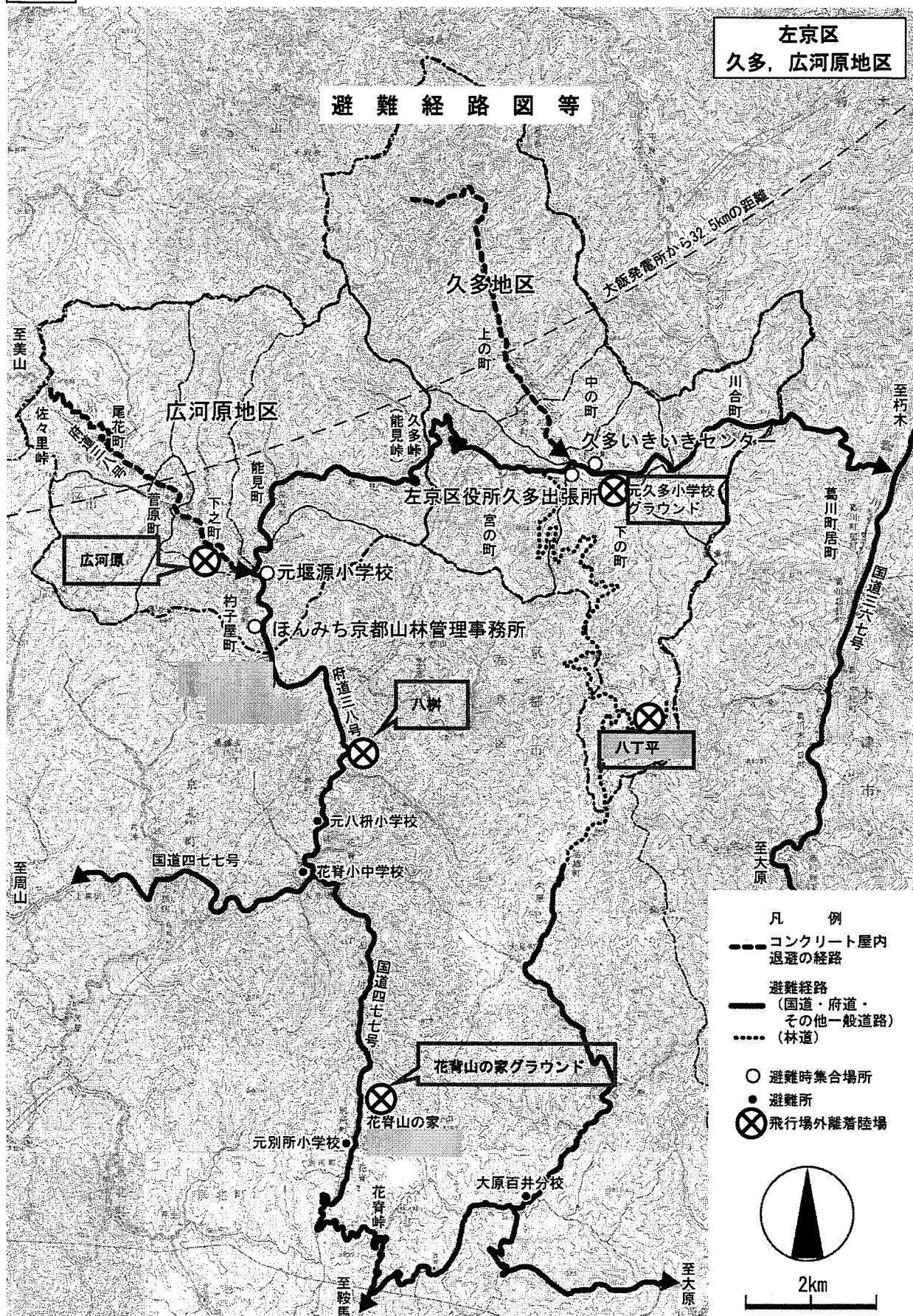
参考資料3

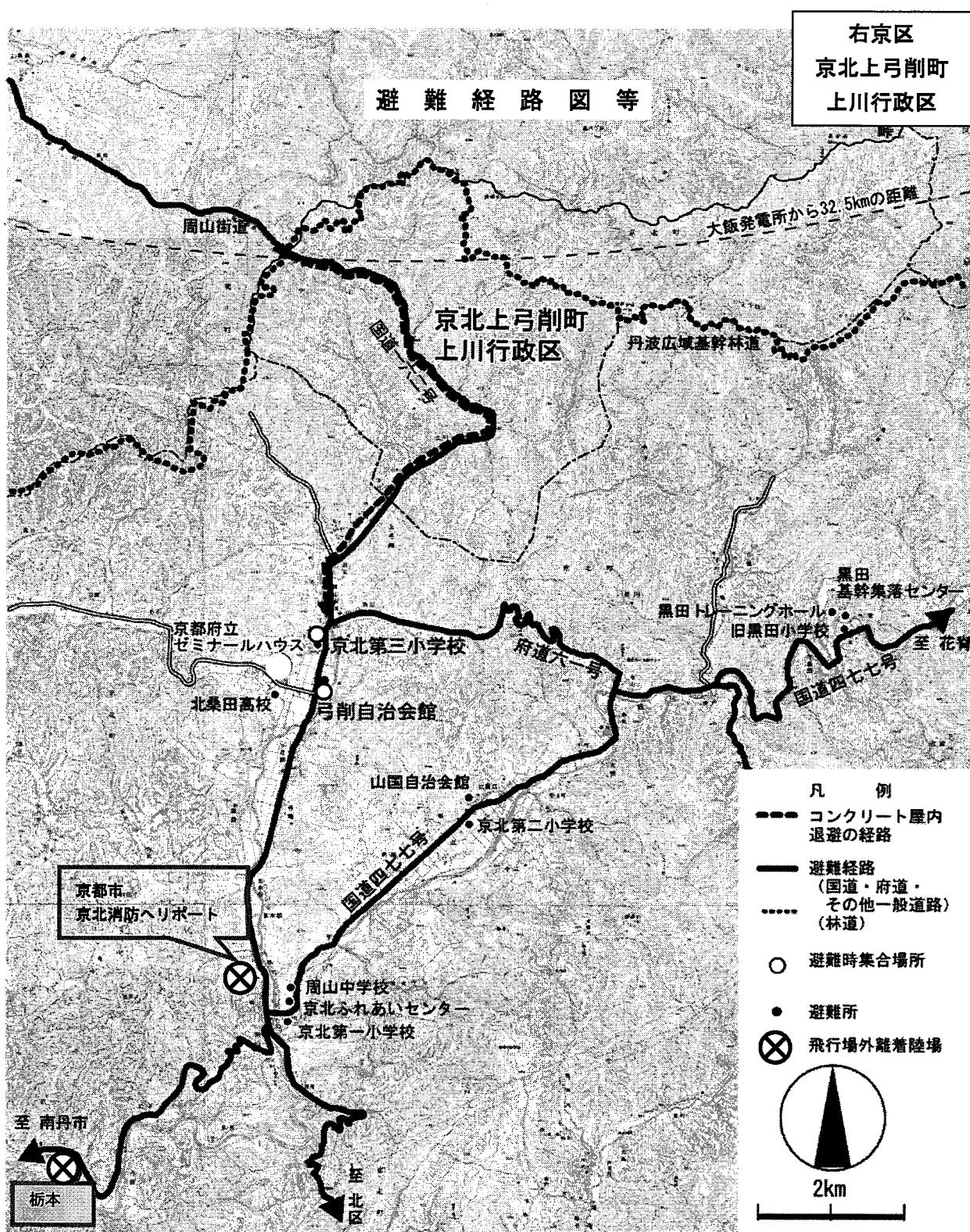
U P Z付近における公用車両等の状況

平成28年4月1日現在

区	場所区分	常時保管場所		車種		乗車定員(人)	車両管理責任者			台数・乗車定員合計		
		所在地名称	所在地	大区分	小区分		局区等	連絡先電話番号				
								通常	夜間休日等			
左京区	久多	左京区役所 久多出張所	久多宮の町3	軽	軽四輪自動車	4	左京区役所	久多出張所	(748) 2020	(702) 1000 (区役所代表)	3台 27人	
		久多いきいきセンター	久多下の町203	普通	乗用車	8	保健福祉局	久多いきいきセンター運営委員会 (委託先団体)	(748) 2775	別に定める		
		駐車場	久多宮の町3	中型・大型	マイクロバス(普通)	15	教育委員会	調査課	(222) 3767	—		
	花脊	左京区役所 花脊出張所	花脊大布施町196	普通	乗用車	5	左京区役所	花脊出張所	(746) 0215	(702) 1000 (区役所代表)	9台 73人	
		花背消防史員駐在所	花脊八樹町1-1	普通	その他	5	消防局	左京消防署	(746) 0062	(746) 0062		
		花背山の家	花背別所町399	普通	ライトバン	8	教育委員会	花背山の家	(746) 0576 (年末年始を除く)	(746) 0576		
				普通	ライトバン	6						
				普通	その他	7						
				軽	軽四輪貨物車	4						
				軽	軽四輪貨物車	2						
		駐車場	花脊大布施町797	中型・大型	マイクロバス(普通)	29	教育委員会	調査課	(222) 3767	—		
		普通	ライトバン	7								
右京区	京北	京北合同庁舎	京北周山町上寺田1-1	普通	乗用車	5	建設局	京北・左京山間部土木事務所	(852) 1819	(852) 1855	24台 105人	
				普通	乗用車	5						
				中型・大型	その他	6						
				中型・大型	その他	6						
				中型・大型	その他	3						
				軽	軽四輪貨物車	2						
				普通	乗用車	5						
				軽	軽四輪自動車	4	産業観光局	京北農林業振興センター	(852) 1817	(852) 1850		
				軽	軽四輪自動車	4						
				軽	軽四輪貨物車	2						
				普通	乗用車	5						
		京北消防出張所	京北下中町勝山田8	軽	軽四輪自動車	4	右京区役所	京北出張所	(852) 0300	(852) 1830		
				普通	乗用車	5						
				中型・大型	その他	3		上下水道局	地域事業課(京北分室)	(852) 1820	(852) 1860	
				軽	軽四輪自動車	4						
				軽	軽四輪貨物車	2						
		周山中学校グラウンド	京北下町折谷3-14	普通	その他	5	消防局	右京消防署	(854) 0119	(854) 0119		
				普通	その他	5						
				普通	その他	7						
				普通	その他	7						

別図





別記様式

屋内退避者名簿

No._____

番号	氏名	性別	住所	退避所名				備考
				退避所到着日時	月	日	時	
1		男・女			月	日	時	分
2		男・女			月	日	時	分
3		男・女			月	日	時	分
4		男・女			月	日	時	分
5		男・女			月	日	時	分
6		男・女			月	日	時	分
7		男・女			月	日	時	分
8		男・女			月	日	時	分
9		男・女			月	日	時	分
0		男・女			月	日	時	分
1		男・女			月	日	時	分
2		男・女			月	日	時	分
3		男・女			月	日	時	分
4		男・女			月	日	時	分
5		男・女			月	日	時	分
6		男・女			月	日	時	分
7		男・女			月	日	時	分
8		男・女			月	日	時	分
9		男・女			月	日	時	分
0		男・女			月	日	時	分